

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は透明性の高い誠実な経営を行い、また、変化に対応した意思決定が適切かつ機動的になされるようコーポレート・ガバナンスの強化を図っております。
なお、株主、取引先、お客様など様々なステークホルダーの方々に対して、定められた適時開示はもとより、決算説明会の場やホームページ等を通じて適時適切な情報公開に努めております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 10%以上20%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
伊藤忠商事株式会社	88,330,000	39.36
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	12,149,000	5.41
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	5,823,000	2.59
株式会社サンショク	5,000,901	2.22
三井住友信託銀行株式会社	4,613,000	2.05
学校法人竹岸学園	4,541,000	2.02
株式会社みずほ銀行	3,832,000	1.70
農林中央金庫	3,565,577	1.58
THE CHASE MANHATTAN BANK N.A. LONDON SECS LENDI NG OMIBUS ACCOUNT	3,227,000	1.43
MELLON BANK,N.A. AS AGENT FOR ITS CLIENT MELLON OMNIBUS US PENSION	2,776,789	1.23

支配株主(親会社を除く)の有無 _____

親会社の有無 なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 東京 第一部

決算期 3月

業種 食料品

直前事業年度末における(連結)従業員数 1000人以上

直前事業年度における(連結)売上高 1000億円以上1兆円未満

直前事業年度末における連結子会社数 10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態 監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 20名
 定款上の取締役の任期 2年
 取締役会の議長 社長
 取締役の人数 7名
 社外取締役の選任状況 選任している
 社外取締役の人数 1名
 社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
山下 丈	弁護士				○				○	

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b 他の関係会社出身である
- c 当該会社の株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者である
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外取締役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
山下 丈	○	株式会社りそな銀行監査役	弁護士としてまた学者としての専門的な見識を当社の経営の監視機能の向上に活かしていたため。 また、一般株主と利益相反が生じる恐れがないことから同氏を株式会社東京証券取引所の規則に定める独立役員として届出しております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無 設置している
 定款上の監査役の員数 4名
 監査役の人数 3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

監査役は会計監査人より監査に関する計画および結果の説明を受け、その監査に随時立会い、計算書類等の監査を実施しております。監査役は監査部9名が実施した工場・営業所を含む各組織およびグループ会社の監査結果について報告を受け、指摘事項について意見交換を行っております。

社外監査役の選任状況 選任している

社外監査役の人数 2名

社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 0名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
奥平 博之	他の会社の出身者								○	
江名 昌彦	他の会社の出身者		○	○	○				○	

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
奥平 博之		——	金融機関における長年の経験を当社の監査に活かしていただくため。
江名 昌彦		・伊藤忠商事株式会社食料カンパニーCF ○ ・ジャパンフーズ株式会社他3社の監査役 ・伊藤忠商事株式会社は当社の「その他の関係会社」であります。	他社での社外監査役としての豊富な実績を当社の経営の監視機能の向上に活かしていただくため。

【独立役員関係】

独立役員の数 1名

その他独立役員に関する事項

——

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 実施していない

該当項目に関する補足説明

現状として必要がない為

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

——

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

——

前事業年度(平成25年度)に取締役へ支払った報酬の内容(取締役6名 183百万円)

報酬の額又はその算定方法の決定方針のあり
針の有無

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

報酬額については従来の実績・慣例等を踏まえ、「役員報酬規則」で具体的な金額を設定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】更新

非常勤社外取締役及び非常勤社外監査役に対しては、出席する重要な諸会議資料の事前配布や監査部による監査報告並びに関係部署からの報告を定期的に行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)更新

平成26年6月27日開催の第67回定時株主総会において7名の取締役(内社外取締役1名)を選任しました。平成25年度は取締役会を18回開催し、法令で定められた事項や経営に関する重要事項を決定するとともに、業務執行状況を適正に監督しております。業務執行については、取締役会の決定に基づき取締役が担当業務を執行し、また、業務執行の効率化を図るため執行役員制度を採用し、執行役員は取締役会の決定および代表取締役の指揮のもと担当職務を遂行しています。取締役会および取締役社長による適確かつ迅速な意思決定がなされるよう、経営会議ならびに社内委員会を設置し、重要な経営事項等につき事前に経営会議または社内委員会において十分な審議を行い、上記機関決定に反映させております。内部監査につきましては監査部(9名)にて担当し、監査役および会計監査人との連携を密にして、工場・営業所を含む各組織およびグループ会社の監査を実施しております。監査役は常勤監査役2名(うち社外監査役1名)および社外非常勤監査役1名の3名体制により、監査役会が定めた監査の方針に従い、取締役会および経営会議等重要な会議に出席するほか、取締役等から事業の報告を聴取し、重要な決算書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査し、必要に応じて子会社からの事業の報告を求め、取締役等の職務執行を監査しております。会計監査につきましては、新日本有限責任監査法人と契約を締結し、会社法監査および金融商品取引法監査を受けております。業務を執行した公認会計士(指定有限責任社員)は2名で、会計監査業務に係る補助者の構成につきましては、公認会計士13名、その他17名で構成されております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

取締役会は業界の動向、事業内容に精通した取締役及び弁護士としてまた学者としての専門的見識を有する社外取締役をもって構成し、適正な監督体制ならびに、迅速かつ適切な意思決定および権限責任の明確化による業務執行体制を構築しています。また、社外監査役を中心とする経営監視を徹底させることにより監査機能の充実を図っております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

補足説明

その他

株主総会会場における事業報告のビジュアル化。株主総会招集通知のホームページへの掲載。

2. IRに関する活動状況 更新

補足説明

代表者自身による説明の有無

アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催

定期的(年2回)に決算説明会(社長出席)を開催しております。

あり

IR資料のホームページ掲載

ホームページ内【株主・投資家の皆さまへ】の中に、経営計画、有価証券報告書、決算短信、決算ハイライト、報告書、ファクトブック、決算説明会資料などを掲載しております。

IRに関する部署(担当者)の設置

総務・広報部

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

補足説明

社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定

経営理念、行動規範、環境方針、コンプライアンスマニュアル等で規定しております。

環境保全活動、CSR活動等の実施

社会環境報告書の発行、植林活動・地域環境活動への参画、事業所におけるCO2削減、廃棄物の発生抑制、東北3件「こども育英基金」、国連世界食糧計画WFP協会などへの支援

その他

アナリスト、機関投資家向け個別IRミーティングを実施しております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、平成18年5月8日開催の取締役会において、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他の業務の適正を確保するための体制の構築の基本方針について決議しております。この基本方針は、内容を適宜見直したうえで修正決議しており(最終決定：平成23年4月25日)、現在の内容は以下の通りであります。

1 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

会社の業務執行が全体として適正かつ健全に行われるため、取締役会は企業統治を一層強化する観点から、実効性ある内部統制システムの維持・向上とコンプライアンス体制の充実に努める。

2 取締役の職務の執行に係る情報の保全及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報は「文書管理規定」に従い、文書または電磁情報により保存・管理し、取締役及び監査役はこれらの文書等を常時閲覧することができる。

3 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

リスク管理体制の基礎として、「リスク管理規定」を定め、個々のリスクについての管理責任者を決定し、同規定に従ったリスク管理体制の充実に努める。

4 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会を定時に開催するほか、必要に応じて臨時に開催する。経営基本方針その他の重要事項については原則として、事前に社長の諮問機関である経営会議において審議の上、「取締役会規定」及び「取締役会運営規則」に従い、取締役会において適切な意思決定を行う。

取締役会の決定に基づく業務執行については、「業務分掌・責任規定」、「職務権限・責任規定」、「グループ会社管理規定」等において、それぞれの責任者およびその責任範囲、執行手続の詳細について定める。

5 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

「プリマハム コンプライアンス・プログラム」を定め、コンプライアンスに関する規範体系を明確にし、グループ内のコンプライアンス体制の充実に努める。また、一定の重要な意思決定を行う事項については、職務権限・責任規定に定められた審査権限者が事前に適法性等を検証し、且つ適切な業務運営を確保すべく、監査部による内部監査を実施する。

6 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

グループ会社における業務の適正を確保し、統一的な管理体制を確立するため「グループ会社管理規定」を定め、当社への決裁・報告制度による子会社経営管理を行い、企業集団における情報の共有と業務執行の適正を確保する。

7 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役を補助すべき使用人については、必要に応じて監査役会の職務を補助する専属の使用人を任用する。監査役補助者の人事異動・人事評価・懲戒処分は監査役会の同意を得なければならないものとし監査役より、監査業務に必要な命令を受けた補助者は、その命令に関して、取締役等の指揮命令を受けない。

8 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は、職務の執行に関して重大な法令・定款違反、不正の行為の事実、もしくは会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を知ったときは、遅滞なく監査役に報告する。また、事業・組織に重大な影響を及ぼす決定、内部監査の実施結果を遅滞なく監査役に報告する。

9 その他監査役による監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役は、監査役と会合をもち、定例業務報告とは別に会社運営に関する意見交換を実施し、意思の疎通を図る。また、業務の適正を確保する上で重要な業務執行の会議(経営会議、コンプライアンス委員会、商品品質会議等)への監査役の出席を確保する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、反社会的勢力に対し毅然とした態度で接し、社会的な秩序を維持・尊重します。そして、必要な場合には法的な措置をとることを前提として、暴力団やブラックジャーナリズム等の反社会的勢力との関係を断固として遮断します。また、その旨を当社の行動規範に定め、当社取締役、執行役員、従業員全員に周知しています。

そして、社内に対統轄部署を設け、平素より管轄警察署等の専門関係機関との密接な情報交換を行い、不当要求が行われた場合には、躊躇することなく連絡・相談ができるような関係構築を図ると共に、「特殊暴力防止対策連合会」に加盟し情報の収集、及び反社会的勢力による不当要求等への適切な対応についての啓発を図っております。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無 なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

【適時開示体制の概要】

当社は投資者への適時適切な会社情報の開示が健全な金融商品市場の根幹をなすものであることを十分に認識するとともに、常に投資者の視点に立った迅速、正確かつ公平な会社情報の開示を適切に行えるよう社内体制の充実に努めるなど、投資者への会社情報の適時適切な提供に努めております。

1. 決定事実に関する情報の適時開示に係る社内体制

決定事実に係る取締役が取締役会に提案し、取締役会で決定した後、決定事実を広報責任者(総務・広報部長)より株式会社東京証券取引所へ情報を開示する。

2. 発生事実に関する情報の適時開示に係る社内体制

発生事実に係る部門長(執行役員等)が情報を経営者に報告し、広報担当(総務・広報部)が発信された情報を収集して発生事実を広報責任者(総務・広報部長)より株式会社東京証券取引所へ情報開示する。

3. 決算に関する情報の適時開示に係る社内体制

決算に係る取締役が取締役会に提案し、取締役会で決定した後、決算内容を広報責任者(総務・広報部長)より株式会社東京証券取引所へ情報を開示する。

(2014年6月27日)

